

海陽町総合観光パンフレット作製業務仕様書

第1章 総 則

1 業務名

海陽町総合観光パンフレット作製業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

国が策定した総合戦略では、当初「移住人口・定住人口」を推進する方針であったが、第2期総合戦略では、流動的な人口移動である「関係人口」に着目している。また、訪日外国人観光客は年々増加傾向にあり、全国各地で誘客に向けた施策が推し進められ、誘客競争は激化している。

本業務は、作製から期間が経ち、構成・掲載記事等において、現在の観光分野の潮流を汲んでいるとは言い難い現海陽町総合観光パンフレットを現状に即した観光パンフレットに刷新し、効率的な観光情報発信の実施を可能とすることを目的として実施するものである。

3 業務内容

- (1) 作製作業には、企画立案、撮影、取材、デザイン（イラスト作成含む）、編集、校正、印刷、製本、納品、工程管理、PDFデータ作成、デジタルブック作成等、当該業務において必要となる全ての作業を含むものとする。
- (2) 海陽町総合観光パンフレットに掲載する観光施設及び関係団体に対する協力の依頼、及び調整については、原則として受託者が行うものとし、委託者は必要に応じて受託者の業務に協力することとする。
- (3) 本業務に必要な資料の収集や撮影は、原則として受託者が行うものとし、委託者は自らが所有する資料や写真の提供など、必要に応じて受託者の業務に協力することとする。また、使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権等の問題が生じないようにすること。
- (4) 第三者が所有する素材を使用する場合、著作権処理を必ず行うこととする。
- (5) パンフレット掲載内容については、別紙の事項に留意し、企画立案すること。

4 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

5 事務手続き書類

本業務の受託者は、契約締結時に次の書類を速やかに提出すること。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) その他本町が指示する書類

6 受託者の責任

本業務において、次に掲げる事項は受託者の責任とする。

- (1) 本業務の実施にあたり発生した費用は、本仕様書に特に記載がない限り受託者が負担するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたり、受託者の行為に起因して第三者に損害を与えた場合及び紛糾が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (3) 受託者は、本業務終了後、3年以内において過失又は疎漏等に起因する箇所及び誤りが発見された場合は、受託者の責任と負担において直ちに訂正補充等を行うこと。

7 協議及び報告等

本業務の実施期間中において受託者は、本町担当職員と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。また、打合せ事項について受託者は、その都度「打合せ記録簿」を提出しなければならない。

8 成果品等の検査

各作業については必要に応じて適宜検査を行う。なお、不備な箇所について訂正等の指示を受けたときは、直ちに訂正等しなければならない。

9 その他

- (1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知りえた事項を第三者に漏らし又は、委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (2) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、海陽町個人情報保護条例を順守しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本町に書面により報告し、本町の承認をえること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行に当たって疑義が生じた場合については、本町及び受託者が協議の上、定めるものとする。

第2章 成果の取りまとめ及び成果品

10 成果の取りまとめ

以上の成果を成果品として取りまとめ、海陽町へ提出するものとする。

なお、提出された成果品の著作権等の権利は原則、海陽町へ帰属するものとする。ただし、著作権等の権利が海陽町へ帰属することで不都合が生じる場合は、海陽町及び受託者の協議のもと決定することとする。

1 1 成果品

- (1) 業務完了報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- (2) 観光パンフレット・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000部（紙媒体）
- (3) 電子データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式
 - ・上記（2）の印刷用データ
 - ・上記（2）のウェブ掲載用のPDF形式データ
 - ・上記（2）のai形式データ
- (4) 打合せ記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式（紙媒体及び電子データ）
- (5) その他成果品

別紙

海陽町総合観光パンフレットコンセプト

観光総合パンフレットについて、下記の点に留意し、効率的な情報発信が可能となるような構成、掲載記事を考案する。

(1) 主なコンテンツ

・観光関連

海南地区：轟の滝、まぜのおか、大里八幡神社秋祭り、轟夏祭り、轟秋祭り、浅川港祭り他

海部地区：波切不動尊、城満寺、海部川河口（サーフィンスポット）、ほたる祭り他

宍喰地区：マリンジャム、水床湾、大手海岸（サーフィンスポット）、船津キャンプ場、宍喰祇園祭り、竹ヶ島夏祭り、宍喰八幡神社秋祭り、宍喰港祭り他

その他：DMV、藍染体験、サーフィン（競技として）、町内観光施設他

・食関連

阿波尾鶏、伊勢エビ、きゅうり、郷土料理（出世いも等）、町内飲食店他

・宿泊関連

・アクセス・地図

(2) その他受託者独自提案による情報発信

キャッチコピーを盛り込むことなど訴求力の高い情報発信方法に関して、受託者が独自に考案する。